

# TAHARA 商工会だより

2017-3

No.184

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419  
URL <http://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp



『滝頭桜まつり』平成29年4月2日(日)10時より 田原市滝頭公園

## 3 月 号 紙 面 紹 介

- ・商工会新春懇談会の開催 ..... P.1
- ・理事会の報告 ..... P.1
- ・新規加入会員のご紹介 ..... P.1
- ・商工会支部活動報告(西支部) ..... P.2
- ・青年部コーナー(研修会開催) ..... P.2
- ・工業部会コーナー(研修会・講習会案内) ..... P.2
- ・法人会コーナー  
(れんらく帳配布・市民講演会) ..... P.3
- ・ホームページをリニューアルしました！ ..... P.4
- ・田原市商工会地域商品券のご案内 ..... P.4
- ・愛知県が認定！「食と花の街道」  
(田原市分) ..... P.4
- ・愛知県事業引継ぎ支援センターのご紹介 ..... P.5
- ・軽減税率対策補助金のご案内 ..... P.5
- ・改正育児・介護休業法及び男女雇用機会  
均等法の概要(抜粋) ..... P.6
- ・労働保険事務組合より  
委託事業主の皆様へお知らせ ..... P.7
- ・65歳超雇用推進助成金のご案内 ..... P.7
- ・今後の行事予定 ..... P.7

## 商工会新春懇談会が開催されました

平成29年1月11日(水)午後6時より華山会館におきまして、田原市商工会、(一社)東三河法人会田原支部、田原青色申告会の3団体が共同主催する新春懇談会が開催され、133名の会員の皆様にご参加をいただきました。また、今回の懇談会開催にあたり田原市長並びに田原市議会議長両名のご臨席を賜りご挨拶をいただきました。

参加者の皆様におかれましては、日頃から交流のある方から初めてお顔を合わせる方もおられるなど様々で、新年のご挨拶と共にお互いの事業所についてなどの話題で盛り上がっていました。又、旬の食材等を使った宴会料理や恒例となりました「福引大抽選会」でもお楽しみいただき、大変賑やかな雰囲気の中で情報交換と親睦を深めることができました。



## 理事会の報告

### 第6回理事会

- 開催日時 平成29年2月20日(月)午後3時
- 開催場所 田原市商工会館2階研修室
- 第1号議案 新規会員加入承認について
- 第2号議案 給与規程の一部改正について
- 第3号議案 服務規程の一部改正について
- 第4号議案 育児休業等及び介護休業等に関する規程の一部改正について
- 第5号議案 平成28年度収支更正予算書(案)について
- 第6号議案 平成29年度事業(案)・予算(案)について

#### 【報告事項】

- (1)臨時総代会の開催方法について
- (2)ホームページの改修について
- (3)支部活動活性化事業について
- (4)備品の廃棄について
- (5)平成28年度補正小規模事業者持続化補助金の申請状況について
- (6)商工会等職員の統一基準等の一部改正について
  - ①「商工会等職員の統一給料表、初任給、昇格、昇給等の基準」の一部改正
  - ②「商工会等職員の人事交流の基準」の一部改正
  - ③「商工会等職員の採用及び任用の基準の運用」の一部改正
- (7)今後の事業・会議等について

## 新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
(有)吉田屋燃料	別所淳二	萱町地区	小売業
CUSTOM HAIR GARAGE	大村陽子	高松地区	サービス業
D I E Z c a f e	小川史	赤羽根地区	飲食業

## 商工会支部活動報告

商工会西支部の活性化事業が実施されました。

### ■西支部会員交流会

日時：1月15日(日) AM11:00～

場所：ほんだびれっじ・田原南部市民館

内容：いちご狩り&昼食  
ビンゴゲーム



## 青年部コーナー

### 研修会の開催報告

日 時／平成29年2月3日(金)  
午後5時30分～

場 所／田原市商工会館 2階研修室  
演題・講師／

■第1部 「市場ニーズを事業にする」  
オフィス・HANDO  
代表 寺田 久美 氏

■第2部 「これからの経営者がやるべきこと」  
ヴィレッジフーズ(株)  
代表取締役 太田 繁芳 氏

参 加 者／27名

今回の研修会は2部構成で、第1部では売れる商品づくりの重要なポイントなどを中小企業診断士の寺田久美氏に、第2部では今後の経営者としての在り方などについてヴィレッジフーズ(株)代表取締役の太田繁芳氏を招いてお話しいただきました。

参加者は皆さん真剣な面持ちで耳を傾けていました。質疑応答も積極的に発言されるなど、経営の見つめ直しを図ることができ、大変有意義な研修会でありました。



## 工業部会コーナー

### ～平成29年度 新入・若手社員研修会のご案内!!～

当商工会工業部会では、業種に関係なく社会人としての心構えや仕事に対する基本姿勢を学習し、組織人としての基礎を身につけていただくため新入・若手社員研修会を行います。

#### 《本研修のねらい》

- ①社会人としての意識を確立する。
- ②社会人としての行動(主に仕事面)を学ぶ。

1. 開催日時 平成29年4月3日(月)・4日(火) 午前9時～午後4時
2. 開催場所 田原市商工会館 2階研修室
3. 講 師 (有)東海マネジメント 代表取締役 後藤 吉孝 氏
4. 研修行程 2日間
5. 受講料 1名につき 12,000円 (資料代含む)

※参加申込が少ない場合、開催しない場合がありますので、ご了承下さい。

【お問い合わせ・お申し込み先】 田原市商工会：鈴木 ☎(0531)22-6666

# ～ 平成29年度 東三河産業アカデミー人材育成セミナー ～

土木関係講師による短期間で実力が身につく集中講座です。過去の出題傾向を徹底分析のうえ、出題頻度の高い項目を重点的に学習し完全合格を目指します。

## ■ 1級土木施工管理技術検定【学科】

1. 期 間 6月7日(水) 9:00～17:00  
 9日(金) 9:00～17:00  
 14日(水) 9:00～17:00  
 16日(金) 9:00～17:00  
 22日(木) 9:00～17:00  
 ※5日間 35時間
2. 会 場 田原市商工会館 2階研修室
3. 講 師 三河MK事務所  
 代表 加藤光治氏  
 Dosuco技術士事務所  
 代表 松谷孝広氏
4. 受講料 一人 55,000円 (非会員 66,000円)
5. 定 員 30人 (定員になり次第締切)  
 ※最小開催人数に達しない場合は中止

## ■ 1級土木施工管理技術検定【実地】

1. 期 間 9月6日(水) 9:00～17:00  
 13日(水) 9:00～17:00  
 20日(水) 9:00～17:00  
 ※3日間 21時間
2. 会 場 田原市商工会館 2階研修室
3. 講 師 三河MK事務所  
 代表 加藤光治氏  
 Dosuco技術士事務所  
 代表 松谷孝広氏
4. 受講料 一人 33,000円 (非会員 39,000円)
5. 定 員 30人 (定員になり次第締切)  
 ※最小開催人数に達しない場合は中止

【お問い合わせ・お申し込み先】 田原市商工会：鈴木 ☎(0531)22-6666

## 法人会コーナー

平成29年度 小学校に入学する児童に税金への関心を高めていただくため、田原市・愛知県の税金がどのようなことに使われているかを記した「れんらくちょう」を贈呈しました。

学 校 名	人数
六 連 小 学 校	11
神 戸 小 学 校	39
大 草 小 学 校	9
田 原 東 部 小 学 校	49
童 浦 小 学 校	82
田 原 南 部 小 学 校	20
田 原 中 部 小 学 校	68
野 田 小 学 校	21
衣 笠 小 学 校	54
高 松 小 学 校	14
赤 羽 根 小 学 校	19
若 戸 小 学 校	11
小 計	397

(平成29年3月1日現在 予定者数)

学 校 名	人数
亀 山 小 学 校	5
中 山 小 学 校	30
福 江 小 学 校	30
清 田 小 学 校	21
泉 小 学 校	22
伊 良 湖 岬 小 学 校	17
小 計	125
( 合 計 )	522



(童浦小学校へ事業委員長が代表で贈呈)

(一社)東三河法人会田原支部・渥美支部より市内各小学校へ贈呈しました



## 市民講演会開催！

平成29年2月5日(日)に、NHK大相撲解説でお馴染みの、元出羽海部屋で力士(小結)の、舞の海秀平氏を講師にお招きし「決してあきらめない」をテーマに、入門までのご苦労や、力士として体格に恵まれないうえでの困難など、決してあきらめることなく、創意工夫で乗り越えて来たかなど、明るく楽しくお話しいただき、会場は沢山の笑いに包まれました。

当日会場は380人席が満席となり、別室に設けたスクリーン会場と合わせて、総勢420名の来場を得ることができました。また、市民の皆様様に東三河法人会活動へのご理解を深めるとともに、一般市民の方々に教養・知識を高めていただくことで地域社会への貢献を図ることができました。

## ホームページをリニューアルしました！



【トップページのイメージ】

経営支援に関する掲載内容等の充実を図るため、田原市商工会ホームページをリニューアルしました。

是非、アクセスして下さい。



## 田原市商工会地域商品券のご案内

当商工会地域内の加盟店において無期限でご利用いただける商品券を販売しています。慶事・仏事・記念品などのご贈答品やイベントの景品や賞品として幅広くご活用下さい。

### 【商品券額面】

500円の商品券  
1,000円の商品券

### 【指定販売所】

- 田原市商工会 本所 電話 22-6666
- あつまるタウン田原 電話 24-2345
- 道の駅 めっくんはうす 電話 23-2525
- 道の駅 あかばねの駅 電話 45-5088

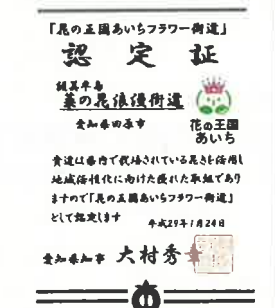
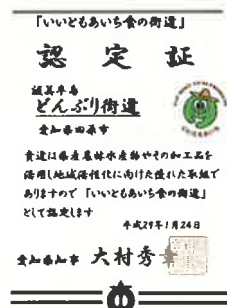
### 【登録加盟店】

このステッカーのあるお店でご利用いただけます。  
お気軽にお問合せ下さい。



【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

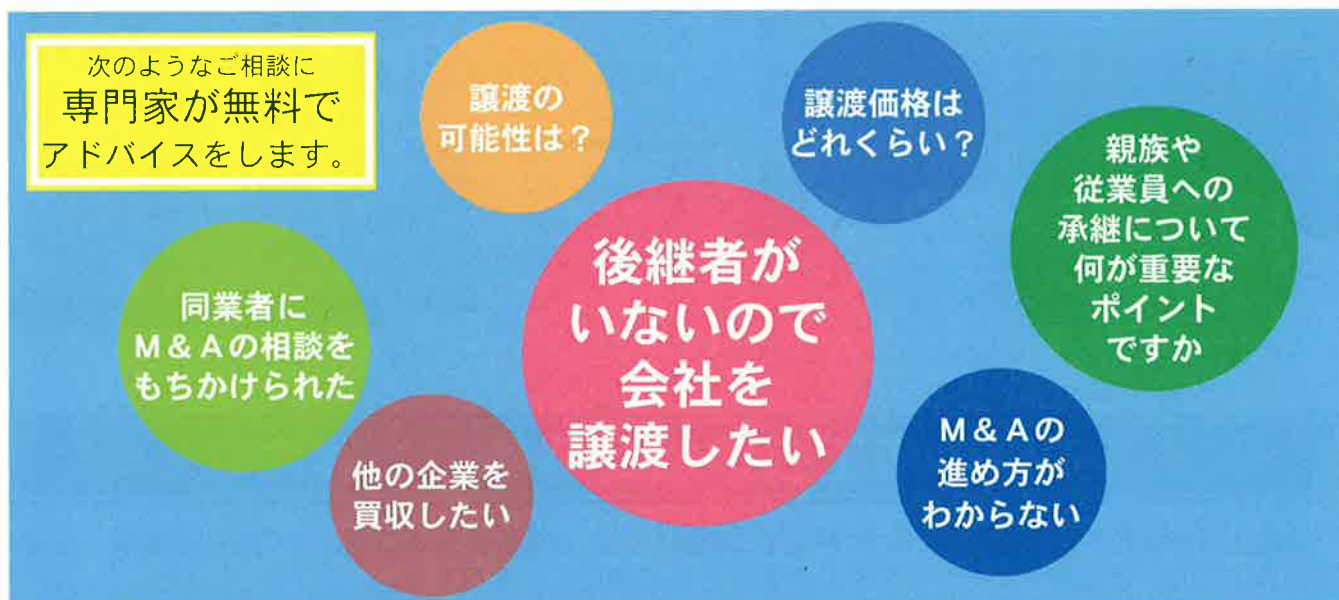
## 愛知県が認定！「食と花の街道」(田原市分)



愛知県産の農林水産や加工品を活用した観光振興や、地域活性化に取り組む地域を「食と花の街道」として、田原市から渥美半島どんぶり街道(いいともあいち食街道)と「渥美半島菜の花浪漫街道(花の王国あいちフラワー街道)」の2街道が認定され、去る1月24日(火)に愛知県知事から関係者に認定証が贈呈されました。

## 愛知県事業引継ぎ支援センターのご紹介

愛知県事業引継ぎ支援センターは、中小企業のM & A(事業引継ぎ)支援の経験が豊富な専門家が企業・事業の譲渡・買収を検討される皆様を支援する公的相談窓口です。



◆お問い合わせ先：愛知県事業引継ぎ支援センター  
 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6階  
 TEL：(052)228-7117 FAX：(052)228-7118  
 URL <http://ajhsc.jp/>

## 軽減税率対策補助金のご案内

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

### A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

- A-1型:レジ・導入型
- A-2型:レジ・改修型
- A-3型:モバイルPOSレジシステム
- A-4型:POSレジシステム

### B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

- B-1型:受発注システム・指定事業者改修型
- B-2型:受発注システム・自己導入型

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成30年1月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

### 申請受付期限

- A型及びB-2型 平成30年1月31日までに申請(事後申請)
- B-1型 平成30年1月31日までにシステム改修等を終え、事業完了報告書を提出(事前申請。交付決定 以前に作業着手した場合は補助対象になりません。)

### お問い合わせ先・詳細

- 補助金事務局ホームページURL <http://www.kzt-hojo.jp>
- 補助金事務局コールセンター(申請者向け窓口)  
(TEL)0570-081-222 (IP電話の場合)03-6627-1317
- ※受付時間:平日9時～17時、通話料有料

# 改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の概要(抜粋)

## 1. 仕事と介護の両立支援制度の見直し

改正内容【介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備】

	改正内容	改正後
1	介護休業（93日：介護の体制構築のための休業）の分割取得	取得回数の実績を踏まえ、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする。
2	介護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	半日（所定労働時間の二分の一）単位の取得を可能とする。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ 子の看護休暇と同様の制度
3	介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ 事業主は以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。（措置内容は現行と同じ）①所定労働時間の短縮措置（短時間勤務） ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度
4	介護のための所定外労働の免除（新設）	介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ ・当該事業主に引き続き雇用された期間が1年未満の労働者等は、労使協定により除外できる。 ・1回の請求につき1年以上1年以内の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には事業主は請求を拒否できる。
5	有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、 ②93日経過日から6ヵ月を経過する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。

介護休業等の対象家族の範囲の拡大【省令事項】

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加。（現行：配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫）

## 2. 仕事と育児の両立支援制度の見直し

改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

	改正内容	改正後
1	子の看護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	半日（所定労働時間の二分の一）単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位。 ※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる労働者は、労使協定により除外できる。 ※労使協定により、所定労働時間の二分の一以外の「半日」とすることができる。（例：午前3時間、午後5時間など）
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、 ②子が1歳6ヶ月になるまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでないものとし、取得要件を緩和する。
3	育児休業等の対象となる子の範囲	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子については育児休業制度等の対象に追加する。 ※法律上の親子関係に準ずる子については、省令で規定
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備	・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、上記防止措置義務を適用する。また事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。

【お問い合わせ】 愛知県労働局雇用環境・均等部 ☎052-219-5509

※雇用保険被保険者の方が育児休業・介護休業をした場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金・介護休業給付金の支給を受けることができます。

【お問い合わせ先】 豊橋公共職業安定所 TEL 0532-52-7191  
田原市商工会(伊藤) TEL 0531-22-6666

# 労働保険事務組合より委託事業主の皆様へお知らせ

## ～雇用継続給付に関する事務手続きの変更について～

- 高年齢雇用継続給付申請書、育児休業給付金支給申請書
- 休業開始時賃金月額証明書(介護)及び介護休業給付金支給申請書

⇒本年2月愛知労働局の指導により、上記の支給に関する請求手続きにつきまして、当事務組合では提出ができなくなりましたので、今後は各事業主様から直接豊橋公共職業安定所へ提出して下さい。

※尚、60歳到達時賃金月額証明書、高年齢雇用継続給付受給資格確認、休業開始時賃金月額証明書(育児)、育児休業給付受給資格確認等の届出につきましては従来どおり委託事業主様より依頼があった場合に、労働保険事務組合にて届出事務を行います。

【お問い合わせ先】労働保険事務組合田原市商工会：伊藤 ☎(0531)22-6666

## 65歳超雇用推進助成金のご案内

高年齢者の安定した雇用の確保のため、定年の引上げ等の制度を実施した事業主を助成します。

### (1) 助成金制度の概要

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則により右記の制度を実施した場合に助成します。

(1 事業主(企業単位)につき1回限り)

導入する制度	助成金
①65歳への定年引上げ	100万円
②66歳以上への定年引上げ 又は定年の定め廃止	120万円
③希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給となります。

#### 【主な支給要件】

- 導入する制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条・第9条1項のいずれの規定にも違反していないこと。
- 定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
- 支給申請日の前日において、申請事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者(定年の引上げ等を行う労働協約又は就業規則の適用を受ける期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者)が1人以上いること。
- 定年の引上げ等に関して、過去に高年齢者雇用安定助成金の支給を受けていないこと。

### (2) 申請手続

- 制度を実施した日の翌日から起算して2ヶ月以内に支給申請を行って下さい。(事前の計画の認定は不要です)
- お問い合わせ・ご相談・申請等：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部
- 申請様式及び申請方法については当機構のホームページでご案内しています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構HP  
<http://www.jeed.or.jp/>

## 今後の行事予定

日程	行事名	時間	場所
3月29日(水)	商工会女性部常任委員会	14:00-	田原市商工会館
4月3日(月)、4日(火)	新入・若手社員研修会	9:00-	田原市商工会館
4月14日(金)	商工会理事会	15:00-	田原市商工会館
5月17日(水)	商工会通常総代会	15:30-	田原中部市民館
6月7日(水)、6月9日(金) 6月14日(水)、6月16日(金) 6月22日(木)	1級土木施工管理技術検定(学科) 受験対策講習会	9:00-17:00	田原市商工会館
9月6日(水)、13日(水)、 20日(水)	1級土木施工管理技術検定(実地) 受験対策講習会	9:00-17:00	田原市商工会館

この広報誌は、再生紙を使用しています